

※（重要）注意事項

この「KDDI D-Delete ソフトウェア」（以下「本ソフト」といいます。）は、KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）が、当社の情報セキュリティ用サービス「PCリモートデータ削除サービス」（以下「本サービス」といいます。）向けに配布するソフトウェアです。本ソフトは、本サービスの契約者（以下「管理者」といいます。）がインターネットを介して当社サーバに保存された情報を一定の条件で参照する機能を有しており、本ソフトの搭載が完了したパソコンに紛失、盗難等があった場合に、あらかじめ管理者が当該当社サーバに保存した当該情報に従って、管理者が指定した当該パソコン内部の特定のデータを削除することができる機能等を有していますが、本ソフトの搭載完了後は、管理者が、悪意の拾得者による本ソフトの削除防止のため本ソフトのアンインストールにパスワードを設定することがあることや、一旦、本ソフトにより削除されたデータは復元できないことがあることから、**本サービスによるデータ削除等を希望しない場合、管理者が不明確の場合等は、本ソフトの使用（インストール等を含みます。）は行わないでください。**

PCリモートデータ削除サービス用「KDDI D-Delete ソフトウェア」の使用許諾に関する規約

（本規約の目的）

第1条 このPCリモートデータ削除サービス用「KDDI D-Delete ソフトウェア」の使用許諾に関する規約（以下「本規約」といいます。）は、KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）が、当社のPCリモートデータ削除サービス契約約款（以下「約款」といいます。）に基づき提供するPCリモートデータ削除サービス（以下「本サービス」といいます。）において必要となるKDDI D-Delete ソフトウェア（以下「本ソフト」といいます。）の使用条件を定めることを目的とします。

- 2 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、本ソフトの使用条件は、変更後の本規約によるものとします。
- 3 当社は、本規約を次のサイトに掲示します。

http://www.kddi.com/business/pcremote_kanri/index.html

（使用権）

第2条 本ソフトは、当社が本サービス用に設置する当社の電気通信設備（以下「特定設備」といいます。）への有効なライセンスキー（※1）、認証コード（※2）及び当社が別に定めるその他の情報の登録（以下「本登録」といいます。）が完了した状態（本登録を完了させるための途中の状態を含みます。）の電子計算機（その電子計算機に接続される通信用周辺機器類を含み、以下「本PC」といいます。）で使用する場合に限り、その使用（以下「本使用」といいます。）を行うことができるものとし、当社は、本使用を行う者（以下「本使用者」といいます。）に対して、本ソフトの日本国内での非独占的な使用権（以下「本使用権」といいます。）を無償で許諾します。この場合、本登録は、本PCから、当社が別に定めるURLにインターネットを介して接続し、行っていただきます。

※1. ライセンスキー：

約款に基づいて、当社から本サービスの提供を受ける契約（以下「PCリモートデータ削除契約」といいます。）を締結した者（以下「管理者」といいます。）に、「インストールID」との名称で当社が付与した英字、数字及びその他の当社が指定する文字の組み合わせをいいます。以下同じとします。

※2. 認証コード：

ライセンスキーの認証用に「シリアル番号」との名称で当社が特定設備に登録した英字、数字及びその他の当社が指定する文字の組み合わせをいいます。

- 2 前項の規定にかかわらず、本規約に合意できない者は、本ソフトを一切使用できないものとし、本規約に合意し、本使用を開始した者が、その後、本規約に合意できないこととなったとき、又はPCリモートデータ削除契約が終了する等して本登録に係る有効なライセンスキーを使用することができなくなったときは、直ちに、本PCから本ソフトを全て削除して、本ソフトの一切の使用を終了していただきます。

(本機能)

第3条 当社は、約款に基づき、管理者に対して次の機能（以下「本機能」といいます。）を伴う本サービスの提供を行います。

- (1) PCリモートデータ削除機能：

本PCから特定設備に次条に定める自動発信動作による通信が到達した場合、次条に定めるデータ削除動作の実行に係る本情報（あらかじめ管理者が特定設備に登録した本ソフトの実行に関する情報をいいます。以下同じとします。）を送信する機能

- (2) 不可視化機能：

次条に定める自動発信動作による当社が別に定める確認ができない状態のまま、管理者があらかじめ指定した一定時間が経過した場合、本ソフトの不可視化動作によって、当該本PCの使用に係る記憶装置内の、管理者があらかじめ指定した記憶領域内に記憶されたデータ（当社が別に定めるものを除きます。）を当社が別に定めるアプリケーションソフトウェアを使用して閲覧等することができないようにするための本情報を、あらかじめ次条に定める設定情報自動ダウンロード動作により本PCに保存させる機能

(本動作)

第4条 本使用者は、本ソフトが次の動作（以下「本動作」といいます。）をするものであることについて了承していただきます。

- (1) 自動発信動作

本PCを起動し、又は管理者があらかじめ指定した一定時間が経過する度に、本PCとインターネット等との間に通信路が設定されていることを確認し、その通信路の設定が確認できたときは、その通信路を使用して特定設備に接続する動作。

- (2) 設定情報自動ダウンロード動作

自動発信動作の際、特定設備に管理者が登録した本情報と、本PC内に保存されている本情報とを比較し、差異があれば、特定設備に登録されている本情報を自動的に本PCにダウンロードし、保存する動作

- (3) データ削除動作

本PCにこのデータ削除動作の実行に係る本情報が到達した場合、管理者があらかじめ指定した記憶領域（同本情報中の情報によって特定される記憶領域に限ります。）内に記憶されたデータ（当社が別に定めるものを除きます。）を、同本情報中の情報で特定される方法で削除する動作

- (4) 削除完了通知動作

データ削除動作によるデータ削除が完了した場合、当該完了の旨を管理者に伝えるため、自動発信動作によって特定設備へ接続した際に、特定設備に宛てて当該完了の旨の情報を送信する動作

- (5) 不可視化動作

本PCと特定設備との間で、当社が別に定める確認がなされない状態のまま、管理者があらかじめ指定した一定時間（設定情報自動ダウンロード動作によって本PCに保存されている本情報中の情報によって特定される一定時間をいいます。）が経過した場合、自動的に、本PCの記憶装置内の、管理者があらかじめ指定した記憶領域（同本情報中の情報によって特定される記憶領域に限ります。）内に記憶されたデータ（当社が別に定めるものを除きます。）を、当社が別に定めるアプリケーションソフトウェアを利用して閲覧等することができな

いようにする動作

- 2 前項に定める自動発信動作等の際、PCリモートデータ削除契約が終了し、その他その本PCに係る有効なライセンスキーを使用することができなくなったことが、本PC内の本ソフトに到達した場合、不可視化機能によって不可視化されていたデータの不可視化状態が解除される等、前条に規定する機能及び前項に規定する動作が自動的に停止されるものとし、本使用者はあらかじめこのことを承諾していただきます。

(第三者への本PCの貸与等)

- 第5条 本使用者は、本PC（有効なライセンスキーを使用することができなくなってから本ソフトが完全に削除される前の状態の電子計算機を含みます。）を第三者に使用させ、又は譲渡する場合、事前に、当該第三者の本規約に対する同意を得るとともに、管理者に対してその旨告知するものとします。

(承諾事項)

- 第6条 本使用者は、次の各号に定める事項について、あらかじめ承諾していただきます。
- (1) 本機能又は本動作により削除等された情報は復元できないことがあること。
 - (2) 本機能又は本動作は、本情報で指定された記憶領域内のデータの確実な削除又は不可視化を保証するものではないこと。
 - (3) 本機能又は本動作は、本PC上の本ソフトの全部又は一部が正常に動作できない状態にあるときは、正常に実施されないことがあること。
 - (4) 本機能又は本動作の完了には、長時間を要する場合があること。
 - (5) 本機能又は本動作が完了しなかった場合、それが完了するまで、本PCが起動する度、又は本PCに保存された本情報中の情報によって特定される一定時間が経過する度に、再実行されることがあること。
 - (6) 当社又は管理者から本ソフトのアップデート等について通知を受けたときは、直ちに当該アップデート等が確実に実施されるよう協力すること。
 - (7) 本機能又は本動作の実行、又は本ソフトのダウンロードの際、通信料金がかかることがあること。
 - (8) 次の場合、本機能又は本動作の全部又は一部が有効に機能しないことがあること。
 - ア 本PCが当社が別に定める仕様を満たしていないとき
 - イ 本PCがインターネットに接続されないとき、その他本PCと特定設備との間の通信ができないとき
 - ウ 電波状態が悪いとき、本PCにおいて当社が別に定める移動無線装置が正常に動作しないとき、その他当社が別に定める移動無線装置において安定した通信を行うことができないとき
 - エ 本PC又は本PCに接続された当社が別に定める移動無線装置で、データ通信その他の機能（本機能又は本動作を含みます。）の実行、操作等をしているとき
 - オ 本PC上の設定により本ソフト、又は通信の実行が制限等されているとき
 - カ 本PC上の本ソフトが動作するためのメモリ、ハードディスク等の記憶容量が十分でないとき、その他技術上の支障があるとき
 - キ 電池の消耗その他の理由により、本PCに十分な電力が供給されないとき、又は電源が投入されていないとき
 - ク 本PC上のデータの記憶領域等に変更があった場合
 - ケ 管理者の登録した本情報に瑕疵があったとき、又は削除、変更等があったとき
 - コ 管理者の使用に係る特定設備の記憶容量が上限に達した場合
 - サ PCリモートデータ削除契約が終了する等して本登録に係る有効なライセンスキーを使用することができなくなったとき
 - シ 本PCの設定（本ソフト上のものを含みます）に瑕疵があったとき

ス 本機能又は本動作が完了する前に本号のアからシまでのいずれかに該当したとき
(9) 管理者は、本使用者に対し、本規約を遵守させる義務を負っており、万一本使用者に本規約違反があれば、管理者が約款に違反したものとみなされ、約款に基づき、本サービスの利用停止、契約解除等の不利益を蒙る可能性があること。
(10) この規約に定めのない事項は、当社が別に定めるところによるものであること。

(免責)

第7条 本規約、約款その他当社が定める規定に明記がある場合を除き、当社は、本規約の適用又は本ソフトの使用に関して本使用者、管理者又はその他の者に生じた損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切責任、義務等を負いません。また、本使用者は、自己の自由意思で本ソフトを使用するものとし、本ソフト（本機能又は本動作の実行に関するものを含みます。）に関し、管理者その他の者との間で紛争等が発生した場合、自己の費用と責任で一切を解決し、当社に何らの損害等も被らせないものとします。

(知的財産権)

第8条 本ソフトに関する一切の権利（著作権法第27条及び第28条に定めるものを含みます。）は、当社又は著作権を有する第三者に帰属します。当社は、本規約に定める場合を除き本ソフトについて、当社に無断で複製、改変、解析、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、送信、転載、記録、再許諾、権利の登録、出願等及び本サービスと無関係な使用を禁止します。

(損害賠償)

第9条 本使用者は、本規約に違反した結果、当社、管理者又はその他の者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

(関係法令の遵守)

第10条 本使用者は、本ソフトに関する関係法令（外国為替及び外国貿易法及びその関係法令等を含みます。）を遵守するものとします。

(無保証)

第11条 当社は本ソフトが第三者の権利を侵害していないことを保証するものではありません。万一、本ソフトが第三者の権利を侵害し、又はその虞があると判明したときは、当社はそのライセンスキーの効力及び本使用権を何らの責任等を負うことなく、取り消すことができるものとします。この場合、使用者は、直ちに第2条第2項に従って、本ソフトを削除していただきます。

(存続条項)

第12条 有効なライセンスキーの使用ができなくなった場合、又は本使用権が取り消された場合であっても、第2条第2項に規定する本ソフトの削除が完了するまで、本規約第5条、第6条（第9号から第11号までのものに限ります。）及び第7条から次条までの規定は有効に存続することとします。

2 第6条（第9号から第11号までのものに限ります。）から第9条までの規定は、本使用権が有効である期間中は勿論その終了後も、なお有効とします。

附 則

(実施期日)

本規約は、平成22年9月13日から実施します。